

令和7年度 預かり保育の定期利用申込みについて

こども育成部 保育幼稚園事業課

1 預かり保育の定期利用とは

「3 利用要件」を満たした子どもを対象に、平日の午前8時から教育時間前と教育時間終了後から午後6時までの預かり保育を利用することができます。(行事等で、利用を控えていただくようお願いする日もあります。)

8:00	9:00	14:00	18:00
預かり保育	教育時間	預かり保育	

2 定員について

1園につき合計15名となります。申込者が定員に達した場合、退園等により定期利用を辞退される方が出るまで順番待ちとなり、空きが出るまでは、日々利用となります。(日々利用料金については、「7 預かり保育実施時間区分及び日々利用料金」のとおり)

なお、定員の空き状況については、各園にお問い合わせください。

3 利用要件

認定こども園に在園もしくは入園予定の園児で、施設等利用給付2号認定(保育の必要性の認定)を受けている必要があります。詳細は、「利用者負担額(保育料)無償化のしおり」をご覧ください。※育児休業を取得される方は、育児休業中の定期利用の継続ができません。

4 必要書類について

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 預かり保育定期利用申請書
- (2) 施設等利用給付認定申請書(2・3号用)
- (3) 就労証明書等(保護者それぞれの書類が世帯で1部ずつ必要です)

※(3)は保育所等の利用申込をしている場合はコピーでも可

※就労予定の場合、就労予定の年月日が記入された雇用主の証明が必要です。

また、就労してから2週間以内に「就労開始証明書」をご提出ください。

※既に施設等利用給付認定申請書・就労証明書等を提出済みで認定を受けている場合は、(2)(3)の提出は不要です。(1)のみ提出してください。

5 必要書類の提出期限・提出先

利用希望月の前々月11日(土日祝と重なる場合、土曜日を除く翌開園日)から前月10日(土日祝と重なる場合、土曜日を除く直前の開園日)までに、利用予定または現在利用している公立認定こども園に提出してください。

※受付は先着順です。

※途中入園の方は、提出期限が過ぎている場合でも相談してください。

6 利用料について

幼児教育・保育の無償化により、教育・保育給付1号認定子どもの利用者負担額が無償となりました。また「保育の必要性の認定」を受けることで、「預かり保育」についても無償化の対象となります。「預かり保育」の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付2号認定」の申請をお願いします。

施設等利用給付2号認定を受けた場合は定期利用料10,000円、日々利用料金「7 預かり保育実施時間区分及び日々利用料金」は徴収しません。

※ただし、給食代及びおやつ代は必要です。

〔参考〕定期利用者の1月（20日で計算）の利用料（給食・おやつを含む）5,800円
（内訳）預かり保育定期利用料 10,000円（無償化により徴収しません）

給食費 170円×20日＝3,400円

おやつ代 120円×20日＝2,400円

7 預かり保育実施時間区分及び日々利用料金

実施日	実施時間	日々利用料金
月・火・木・金曜日	午後2時から午後4時まで	400円
	午後2時から午後5時まで	500円
	午後2時から午後6時まで	600円
	午前8時から午前9時まで及び午後2時から午後6時まで	700円
水曜日	午前11時30分から午後5時まで	700円
	午前11時30分から午後6時まで	800円
	午前8時から午前9時まで及び午前11時30分から午後6時まで	900円
長期休業日	午前8時から午後1時まで	700円
	午後1時から午後6時まで	700円
	午前8時から午後6時まで	1,200円

※上記区分でのご利用となります。分単位でのご利用はできません。

※暴風警報が発令された場合等は、利用料金について変更することがあります。

8 利用上の注意

- (1) 利用が決定すると、年度末まで利用可能です。翌年度の利用については、あらためて申込をしていただく必要があります。なお、定員を超える申込があった場合は、抽選となります。
- (2) 途中で定期利用を停止することは可能ですが、再度定期利用を希望されても利用人数が定員に達していれば利用できません。
- (3) 就労等の利用要件を満たさなくなったときは、その時点で定期利用はできなくなりますので、ご了承ください。また定期利用料、日々利用料金についても徴収します。
- (4) 育児休業明け、または就労内定で利用する場合、就労開始証明書で確認された育児休業からの復職日、または就労開始日が定期利用開始日となり、その日以前に預かり保育を利用すると、日々利用の料金がかかります。また、入園する月ではなく、育児休業からの復職月もしくは、就労開始月を基準として提出期限までに申込みをしてください。

9 問合せ先

茨木市こども育成部 保育幼稚園事業課 認定係 【電話】072-620-1638